平成２４年（フ）第９３６号
広島市安芸区矢野東２丁目27番20―105号
債務者　沖　　順子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４１号
広島市安佐南区沼田町大字阿戸3363番地６
債務者　玉谷　聡司
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７５号
広島市安佐南区緑井８丁目26番20号
債務者　矢車工業こと　貞金竜太郎
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６２号
広島市西区天満町20番６―301号
債務者　村上　　望
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２号
愛媛県今治市美須賀町２丁目３番地３、旧住所愛媛県今治市別宮町７丁目２番６号
債務者　寶田　通子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１０５号
愛媛県今治市北鳥生町５丁目１番29号
債務者　滝　小百合
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２６号
高知県安芸市川北甲5293番地４
債務者　田辺　宮子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
高知県安芸市川北甲5293番地４
債務者　田辺　文男
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
福岡県久留米市日吉町29番地３　ピア１―303号
債務者　高橋　幸雄
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６８号
福岡県久留米市北野町中川2280番地４　リーブメゾンＹ・Ａ103号
債務者　梶村　星元
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２７２号
福岡県久留米市東和町３番地１　黒川ビル302号
債務者　徳冨眞紀子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９６号
鹿児島県薩摩川内市白浜町398番地、前住所鹿児島県出水市大野原町1978番地８
債務者　貴島　昌己
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目５番地の17　アビタシオンｓｏｌ―103
債務者　福地　真也
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４１号
埼玉県秩父市阿保町４番14号
債務者　柴崎アヤ子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
長野県飯田市上郷黒田1297番地
債務者　山下　掲子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第７２号
長野県飯田市錦町１丁目２番地１　原建設ビル403号
債務者　阿瀬川敏和
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第９７号
滋賀県湖南市三雲137番地２、前住所滋賀県湖南市石部中央５丁目１番20―102号
債務者　安富　秀樹
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４０号
大津市月輪５丁目20番２号、前住所滋賀県栗東市小柿３丁目８番４―503号
債務者　浅野　　明
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大津地方裁判所民事部